

Metabadge 使用許諾特約

この「Metabadge 使用許諾特約」（以下「本特約」といいます。）は、下記のクラウドサーカス ソフトウェア使用許諾共通約款（以下、「本共通約款」といいます。）の特約として、本共通約款とともに、本ソフトウェア（第1条にて定義されます。）の使用許諾契約（以下「本契約」といいます。）の契約条件を定めることを目的としています。

記

（本共通約款の URL: https://cloudcircus.jp/dcms_media/other/software_common.pdf）

以上

第1条 （定義）

本特約に用いられる用語の定義は以下の各号のとおりとします。

- (1) 「CMS ソフトウェア」とは、Web サイトの専門知識がない方でも、比較的、簡単に Web サイトの作成・更新・運営をすることができるソフトウェアをいいます。
- (2) 「本ソフトウェア」とは、クラウドサーカス株式会社（以下「当社」といいます。）が、ベンダーとして提供する CMS ソフトウェア「Metabadge」をいいます。
- (3) 「本デジタルバッジ」とは、電磁的な方法で表示されるバッジをいいます。本デジタルバッジには、原則として、NFT（Non-Fungible Token）は付与されません。お申込者が、NFT が付与された本デジタルバッジを閲覧者に付与することを希望するときは、当社と別途契約を締結する必要があります。
- (4) 「本 Web サイト」とは、本ソフトウェアを用いて制作される Web サイトであって、その閲覧者に本デジタルバッジを付与することができるものをいいます。

第2条 （本ソフトウェアのテンプレートを使用した Web サイト制作）

1. お申込者は、本ソフトウェアのテンプレートを使用して、本 Web サイトの制作・管理・運用をすることができます。
2. 本契約には、当社への本 Web サイトの制作委託は含まれていません。お申込者が自ら、本 Web サイトを制作する必要があります。
3. お申込者が、本ソフトウェアのテンプレートで対応できる範囲を超えて本 Web サイトを制作することはできません。お申込者が、本ソフトウェアのテンプレートで対応できる範囲を超えたカスタマイズされた本 Web サイトの制作の委託を希望するときは、別途、当社と Metabadge Web 制作委託契約を締結する必要があります。

第3条 （コミュニティ機能について）

1. 当社は、本ソフトウェアのコメント投稿機能（以下「コミュニティ機能」といいます。）

による本 Web サイトの閲覧者の投稿内容について、一切関知しません。当該投稿に関しお申込者と本 Web サイトの閲覧者又は本 Web サイトの閲覧者間で紛争が生じた場合、当社は一切の責任を負わないものとします。

2. お申込者は、本 Web サイトの閲覧者間で紛争が発生することを防止するため、必要に応じ、本 Web サイトの利用規約を制定する等の適切な措置を講じるものとします。

第 4 条 （契約期間）

1. 本契約の満了日は、月額費用の課金開始日から 1 年を経過した日とします。本共通約款の契約期間の定めにかかわらず、お申込者又は当社が相手方に対して本契約の満了日の 1 カ月前までに本契約の終了の意思表示をしないときは、本契約は 1 年間同一条件で延長され、以降も同様とします。
2. 前項の規定は、2025 年 7 月 1 日から適用されます。お申込者が当該適用開始日より前に当社と本契約を締結しているときは、お申込者又は当社が相手方に対して本契約の満了日の 1 カ月前までに本契約の終了の意思表示をしないときは、本契約は前項の規定にかかわらず、1 カ月間同一条件で延長され、以降も同様とします。

クラウドサーカス株式会社

2023 年 10 月 25 日 制定

2025 年 7 月 1 日 改訂